

長野県ものづくり人材育成応援キャラクター「わざまる」着ぐるみ貸出及び使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長野県産業労働部産業人材育成課（以下「産業人材育成課」という。）が管理する、長野県ものづくり人材育成応援キャラクター「わざまる」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(申 請)

第2条 借受を希望する場合は、「長野県ものづくり人材育成応援キャラクターわざまる借受申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、産業人材育成課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出の承認)

第3条 産業人材育成課長は、前条の規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容がものづくり振興に資する又は収益を目的としない行事であり、市民のコミュニティ形成を推進することを目的とするものと認められるときには、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として、着ぐるみの貸出を承認する。

- (1) 品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない恐れがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、産業人材育成課長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

2 産業人材育成課長は、着ぐるみの貸出の承認をするときには、「長野県ものづくり人材育成応援キャラクターわざまる着ぐるみ貸出承認書」（様式第2号）を借受希望者に交付する。

(貸出等)

第4条 貸出の承認を受けた者は、産業人材育成課に来庁して着ぐるみを借り受ける。

2 着ぐるみを借り受けた者（以下、「借受者」という。）は、原則として、借り受けた場所にて、職員の点検を受けて返却する。

3 着ぐるみの借受及び返却可能な時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

4 借受及び返却に要する費用は、借受者が負担する。

5 貸出は無料とする。

6 返却後、出演したイベントの報告書を産業人材育成課まで提出することとする。

(遵守事項)

第5条 借受者は、承認を受けた範囲で使用しなければならない。

2 借受者は、別記「わざまる使用マニュアル」を遵守しなければならない。

3 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

4 借受者が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、速やかに「長野県ものづくり人材育成応援キャラクターわぎまる着ぐるみ汚損（紛失）届」（様式3号）を提出しなければならない。

5 借受者が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、借受者の責任と負担により必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

（承認内容の変更）

第6条 第3条の規程に基づく承認を受けた者が、その承認内容の変更を希望するときは、あらかじめ「長野県ものづくり人材育成応援キャラクターわぎまる着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」（様式第4号）を産業人材育成課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認については、第3条の規程を準用する。

（承認の取消し）

第7条 産業人材育成課長は、借受者がこの規定に違反したときには、貸出の承認を取り消すことができる。この場合において、産業人材育成課長は、当該承認の取消しによって生じた損害について責任を負わない。

2 前項の承認の取消しは、「長野県ものづくり人材育成応援キャラクターわぎまる着ぐるみ貸出承認取消通知書」（様式第5号）をもって行う。

3 前2項の規程により貸出の承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、速やかに借り受けた着ぐるみを返却しなければならない。

（産業人材育成課の責任）

第8条 産業人材育成課は、着ぐるみの使用により生じた損害の一切についての責任を負わない。

（補 則）

第9条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、産業人材育成課長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。